

# 米国ドル建リタイアメント・インカム【米国ドル建年金支払型特殊養老保険】

(無配当)

## 死亡保障と老後の資金づくりを米国ドルで同時に実現

### 特長

#### 1 万一の場合の保障が得られ、さらに、老後の年金をご準備いただけます。

年金受取開始後10年間は、生死にかかわらず年金をお支払いし、その後は終身にわたって年金をお支払いします(10年保証期間付終身年金)。また、万一年金受取前に死亡された場合は死亡保険金\*をお支払いします。

\*死亡保険金額は、死亡保障期間中における基本死亡保険金額と死亡された時の積立金のいずれか大きい金額をいいます。  
また、基本死亡保険金額は、年金月額額の100倍になります。

#### 2 この保険は「米国ドル」でお取扱いします。

保険料は米国ドルでお払込みいただき、死亡・高度障害保険金および年金等は米国ドルでお支払いします。

※米国ドルでお取扱いするため、送金手数料等が必要な場合があります。

#### 3 「円」でのお取扱いも可能です。

当社が用意している円に換算する特約を付加していただきますと、会社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算した金額で、保険料のお払込みや保険金・年金・解約返戻金等のお受取りができます。

#### 4 ニーズにあわせて受取方法を選べます。

下記の年金種類から選択し、年金の受取方法を変更することもできます。また、年金に代えて満期保険金として受取ることも可能です。

年金種類	期間
確定年金	5・10・15・20年
保証期間付終身年金*1	10・15・20年
保証期間付夫婦連生終身年金*2	10・15・20年

\*1 この保険の被保険者が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。

\*2 被保険者およびその配偶者がともに年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。

#### 5 契約者貸付制度をご利用いただけます。

途中で資金が必要になった場合、解約返戻金をもとに契約者貸付制度をご利用いただけます。

※貸付額と利息の合計額が解約返戻金を超えた場合、失効し保障がなくなります。また、貸付の元本金が未返済の場合、お支払いする保険金等の額から控除いたします。

※貸付には所定の利息が発生します。

#### 6 高額割引制度の適用があります。

ご契約の年金月額が500米国ドル以上の場合には、高額割引制度の適用により、保険料は割安となります。

※年金月額に応じて割引される金額は異なります。

必ずP3の「外貨建保険に関するご注意」をご参照ください。

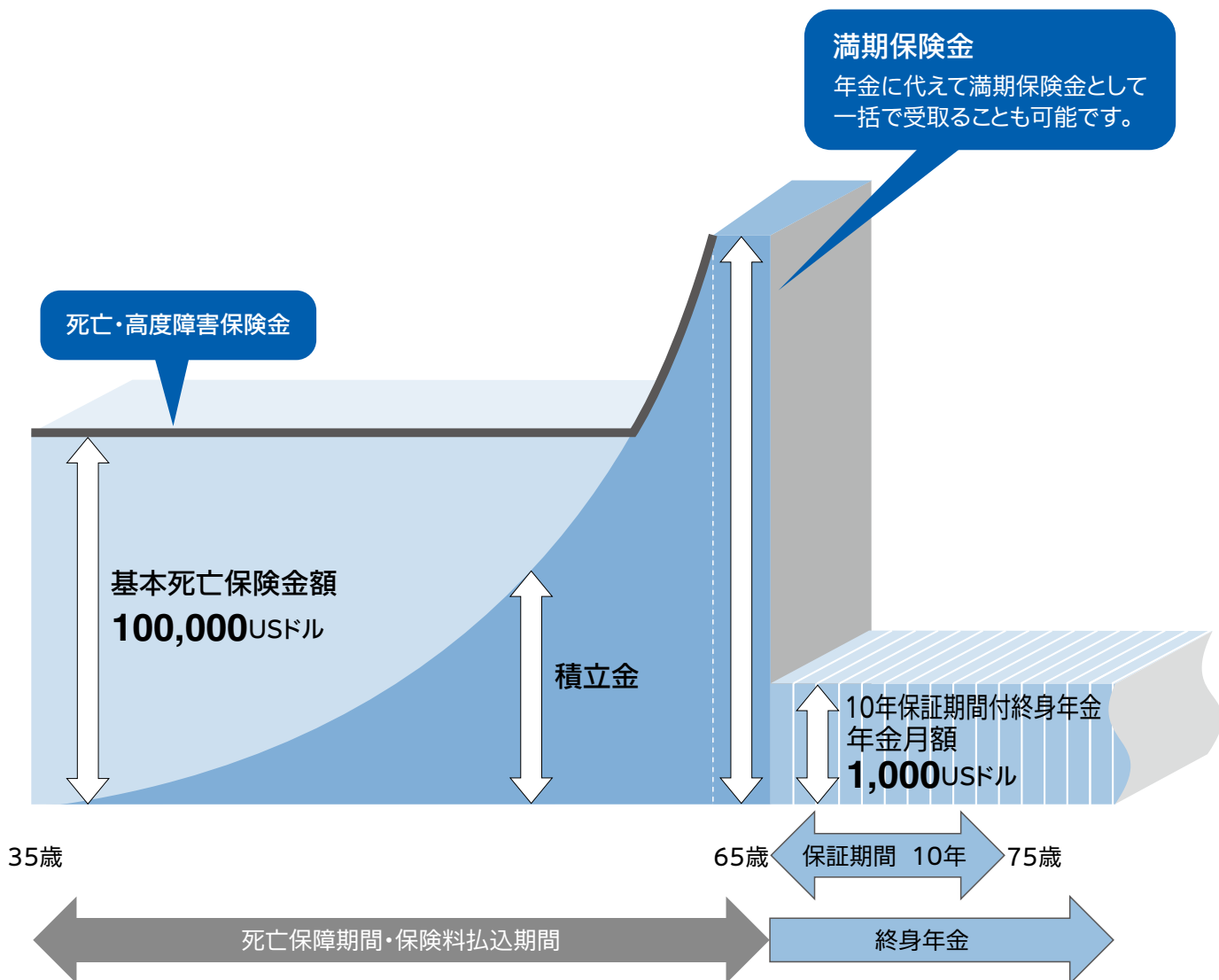
必ずP5の「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

愛をお預かりする、愛をお届けする。



## ご契約例

契約年齢 ..... 35 歳  
年金開始年齢 ..... 65 歳  
年金月額 ..... 1,000USドル(10年保証期間付終身年金)  
基本死亡保険金額 ... 100,000USドル



## 外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

### 為替リスク

外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。

外貨建の保険は為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額等がご契約時における円換算後の保険金額等を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金額等が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。また、ご契約時の円換算試算額と異なる場合があります。外貨建の保険に関する為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

### ご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

#### 【保険関係費用】

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

#### 【外貨のお取扱いによる費用】

外貨での金銭授受の際、ご利用の金融機関により各種手数料<sup>\*1</sup>が必要な場合があります。この手数料はご契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加した場合、金銭の授受は円で行います。円への換算は当社適用レート<sup>\*2</sup>を用い、当社適用レートには為替手数料(0.25円/1USD(2019年9月現在))が含まれています。

\*1 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

\*2 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2019年9月現在)。

#### 【年金で受け取る場合の費用】

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2019年9月現在)を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2019年9月現在)を年金受取日の年金原資<sup>\*</sup>より控除します。

\* 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます：介護前払特約

#### 【解約控除】

契約日(更新後契約については更新日)から10年未満<sup>\*</sup>かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

\* 次の保険種類については「5年未満」と読み替えます：米国ドル建平準定期保険、新買増権保証特約

円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約の「円換算基準日」「円換算レート」について

内 容		換算基準日	換算レート (当社適用レート)	
<b>円換算払込特約</b>				
保険契約者が 会社に払込む 金額(なお、保険 料には特約保険 料および特別保 険料も含まます)	●第1回保険料の払込み ●第1回保険料相当額の払込み	払込む日の前日	会社所定の換算レート (ただし、対顧客電信売 相場(TTS)を上まわる ことはありません)	
	●保険契約を復活する場合の延滞保険料および責任準備金の差額の払込み ●原保険契約へ復旧する場合の会社所定の金額の払込み ●契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合			
	●第2回目以降の保険料(次回以降の保険料)の払込み	払込む日の属する月の 前月末日		
<b>円換算支払特約</b>				
会社が 保険契約者等に 支払う金額	主契約	●死亡保険金・高度障害保険金・死亡一時金の支払い	請求に必要な書類が会社 に到着した日の前日	会社所定の換算レート (ただし、対顧客電信買 相場(TTB)を下まわる ことはありません)
		●解約および減額による解約返戻金の支払い		
		●年金の一括支払い		
		●据置かれた年金の支払い		
		●年金開始日の繰下げによる支払い		
	支払方法 選択特約*	●年金の支払い	会社が年金を支払う日の 前日	
		●満期保険金の支払い	年金開始日の前日	
		●年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払い	請求に必要な書類が会社 に到着した日の前日	
		●据置支払の支払金額の支払い(据置期間満了前)	据置期間の満了の日の前日	
		●据置支払の支払金額の支払い(据置期間満了後)	会社が年金を支払う日の 前日	
割増年金 支払特約	●年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払い	請求に必要な書類が会社 に到着した日の前日		
	●年金の支払い	会社が年金を支払う日の 前日		
リビング・ ニーズ特約	●特約の保険金の支払い	請求に必要な書類が会社 に到着した日の前日		
特別条件付 保険特約	●特約が消滅する場合の解約返戻金の差額の支払い	特約が消滅する日の前日		
<b>円換算貸付特約</b>				
会社が 保険契約者に 支払う金額	●契約者貸付を受ける場合の貸付金の支払い	請求に必要な書類が会 社の本社または会社の 指定した場所に到着し た日の前日	会社所定の換算レート (ただし、対顧客電信買 相場(TTB)を下まわる ことはありません)	
保険契約者が 会社に 返済する金額	●保険料の自動振替貸付の元利金を返済する場合 ●契約者貸付の元利金を返済する場合	返済する日の前日	会社所定の換算レート (ただし、対顧客電信売 相場(TTS)を上まわる ことはありません)	

\*「支払方法選択特約」とは「保険金等の支払方法の選択に関する特約」です。

外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合のお取扱いについて

保険契約成立後に、当社は外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約\*に基づき、外貨にて解約返戻金、責任準備金および満期保険金等のお支払い、ならびに保険料の払戻しができない場合に限り、外貨を円に換算して取扱うことがあります。

\*この特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

## 税務上のお取扱いについて

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額は例示の額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、登録日現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。

## ⚠️ ご契約に関する注意事項

- 契約年齢、払込期間、性別等によっては、満期保険金または死亡保険金の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 年金開始日以後、解約のお取扱いはできません。
- 被保険者が15歳未満の場合、お引受けできる保険金額に一定の制限があります。

### ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

### 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**外貨建養老保険(米ドル建年金支払型特殊養老保険)**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載の取扱いについて

記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>  
保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください